（尾灯）

第六十二条の三　原動機付自転車（最高速度二十キロメートル毎時未満のものを除く。第六十二条の四、第六十三条の二、第六十五条の三、第六十六条の二及び第六十六条の三において同じ。）の後面には、尾灯を備えなければならない。

2・3　（略）

（かじ取装置）

第六十五条の三　原動機付自転車（二輪のもの及び付随車を除く。）のかじ取装置は、当該原動機付自転車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者に傷害を与えるおそれの少ないものとして、運転者の保護に係る性能に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（座席ベルト等）

第六十六条の二　原動機付自転車（二輪のもの及び付随車を除く。）には、当該原動機付自転車が衝突等による衝撃を受けた場合において、運転者が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するため、座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。ただし、座席がまたがり式であるものにあつては、この限りでない。

2　前項の座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取り付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして、強度、取付位置等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3　第一項の座席ベルトは、当該原動機付自転車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして、構造、操作性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（尾灯）

第六十二条の三　原動機付自転車（最高速度二十キロメートル毎時未満のものを除く。以下この条、第六十二条の四、第六十三条の二及び第六十五条の二において同じ。）の後面には、尾灯を備えなければならない。

2・3　（略）

（新設）

（頭部後傾抑止装置等）

第六十六条の三　原動機付自転車（二輪のもの及び付随車を除く。）の座席（またがり式の座席を除く。）には、他の自動車の追突等による衝撃を受けた場合において、運転者の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、運転者の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、構造等に関し告示で定める基準に適合する頭部後傾抑止装置を備えなければならない。ただし、当該座席自体が当該装置と同等の性能を有するものであるときは、この限りでない。

（締約国登録原動機付自転車の特例）

第六十七条の三　締約国登録原動機付自転車については、第六十条から第六十六条の三までの規定は、適用しない。

2　（略）

（車体）

第七十一条　（略）

2　乗用に供する軽車両の座席及び立席については、第二十二条第一項（座席の向きに係る部分を除く。）、第二項、第五項及び第六項、第二十二条の二、第二十三条並びに第二十四条の規定を準用する。

（新設）

（締約国登録原動機付自転車の特例）

第六十七条の三　締約国登録原動機付自転車については、第六十条から第六十六条までの規定は、適用しない。

2　（略）

（車体）

第七十一条　（略）

2　乗用に供する軽車両の座席及び立席については、第二十二条第一項、第二項、第五項及び第六項、第二十二条の二、第二十三条並びに第二十四条の規定を準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十二号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第四十四条第一項（同法第四十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十七日　　国土交通大臣　石井　啓一

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。